

(様式1)

## 職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和元年9月27日

①学校名:	京都精華大学	②所在地:	京都府京都市左京区岩倉木野町137		
③課程名:	Web業界で働くための講座	④正規課程/履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤開設年月日:	2019年9月
⑥責任者:	学長室グループ長 島崎一平	⑦定員:	20名	⑧期間:	3ヶ月
⑨申請する課程の目的・概要:	デジタルメディアの制作実務者養成を目指したプログラムである。本プログラムでは、バナー、ロゴ、スマートフォンサイトなどの制作技術を学修し、デジタルメディア制作の周辺領域で実務に就くために必要な知識や技術を修得する。				
⑩4テーマへの該当の有無	女性活躍・非正規労働者のキャリアアップ	⑪履修資格:	・高等学校卒業者およびこれと同等以上の学力があると認められる者 ・本学が指定した履修期間に出校可能な者		
⑫対象とする職業の種類:	ウェブクリエイター、Webデザイナー、ホームページデザイナーを目指す者、ウェブサイト制作会社・ECサイト運営会社・IT企業への就業を目指す者、企業でのウェブ担当者等				
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能)デザイン技術/写真・動画編集加工技術/ウェブサイト制作技術/など		(得られる能力)ウェブ運用能力、タスク調整力など		
⑭教育課程:	ウェブメディア制作やウェブマーケティング概論の講義においてウェブ制作業の概況を知り、ウェブの運用に必要な知識を修得する。第一にグラフィックツール、写真・動画撮影等の実習科目によりブログやウェブサイトを構成する素材の制作技術を習得した上で、サイトデザイン制作、HTML、CSS基礎の実習科目を通じて、ウェブ制作の基礎的技術を広く習得する。最終段階となるサイト公開演習では、コンテンツをウェブ公開する手順やウェブサイトの運用に必要な実務も習得する。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	60時間以上の履修及び担当教員の承認による修了認定				
⑯修了時に付与される学位・資格等:	履修証明書				
⑰総授業時数:	65 時間	⑱要件該当授業時数:	65時間	該当要件 実務家 双方向	⑲要件該当授業時数 /総授業時数: 100%
⑳成績評価の方法:	出席状況、課題の内容、プレゼンテーションの内容等を総合的に判断する				
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。「社会連携委員会」において、本プログラムの成果の検証や評価を行う。				
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者には、ヒアリングやアンケート調査を実施し、その結果を数値化することにより効果を検証する。				
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) リカレント教育プログラム編成会議において学外企業からの意見聴取や議論を行い、教育プログラムの編成に関連業種の専門家の意見を取り入れる。 (自己点検・評価) 京都精華大学地域連携協議会において、プログラム受講者の修得状況や就職状況を報告することにより、自己点検・評価を行い、学外団体の意見を反映させる。				
㉔社会人が受講しやすい工夫:	市街地での開講、SNS活用、託児				
㉕ホームページ:	(URL) <a href="https://www.kyoto-seika.ac.jp/info/event/extension/2019/07/02/52466/">https://www.kyoto-seika.ac.jp/info/event/extension/2019/07/02/52466/</a> ※(旧年度)				